

インボイス&電帳法改正

今からでも間に合う!! (**) インボイス・電帳法改正のポイントと対策を徹底解説

インボイス未対応で… 取引先も自社も 税の負担増の可能性?!



概要

2023年10月に施行されるインボイス制度。

そして2022年1月に施行された改正電子帳簿保存法。

この2つに対応していくためには、『制度の理解』と『対応策』についてしっかり把握する必要があります。本セミナーでは「制度概要の完全理解」と「何をすればいいのか具体的にわかる」の2点をゴールに開催させていただきます。

日時

2022年12月14日(水)10:00~11:00

内容

- -インボイス制度、電帳法改正の概要
- -対応に気を付けたい『3つの落とし穴』とは?
- -法改正をラクに乗り越えるためのシステム選定ポイント

申込 方法 お申し込み締切り ▶ 12月13日(火)まで

お申し込みフォーム https://zoom.us/webinar/register/WN_io3B93bSTS-tW1tlpzjNbg



視聴方法

Zoomによるライブ配信(視聴URLはお申し込みいただいたメールアドレスにご案内します)

同セミナーを複数開催

【今後のインボイス&電帳法改正オンラインセミナー予定】

■2023年1月25日(水)10:00~ ■2023年2月22日(水)10:00~

主催 東日本電信電話株式会社 宮城事業部 共催 公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会 東北事業推進部

お問い合わせ

≪東日本電信電話株式会社 宮城事業部 セミナー運営事務局≫ メール:info touhoku@east.ntt.co.jp

まずは制度の中身を 正しく理解しましょう!



※2022年4月時点

インボイス 制度

適格請求書を発行し、保存をする制度。 買手は仕入税額控除の適用を受ける ためには、原則として、取引相手(売手)から適格請求書を発行してもらう必要が あります。

適格請求書

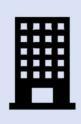
記載要件を満たし、適格請求書発行事業者の「登録」をしている事業者のみが発行できる請求書(インボイス)である



【記載要件】

- ① 名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 税率ごとの対価の額
- 5 消費税額等
- ⑥ 受取者の氏名又は名称

取引先のA社が適格請求書発行事業者 ではない場合、B社は仕入れ税額控除 を受けることができず、納税する消費 税が増える



A計

110万円 支払い

適格請求書発行

消費税10万円

売上100万円



B計

※2022年4月時点



国税関係帳簿書類を電子データで保存することを定めた法改正(令和4年1月1日施行)条件が緩和された一方で電子化を必須とする項目もあるため、全社対策が必須の法改正です。

帳簿の電子保存

帳票類の電子保存に対する条件緩和

税務署長の事前承認制度廃止 などで電子保存が容易に!



スキャナ保存

スキャナ保存に対する条件緩和

必要工程が簡略化し、 スキャナ保存が容易に!



電子取引に関わるデータ保存

書面保存が廃止され (電子データでの保存が義務化)

2024年1月以降に行う電子取引については、紙での保存は認められず、電磁的記録を保存する必要有り!











| イ | ン | ボ | イ | ス | 制 | 度 | ・ <mark>電 | 子 | 帳 | 簿 | 保 | 存 | 法</mark>

お気軽にご相談下さい

会計システム・請求書発行・受取システムのご提供 やシステム導入後の定着サポートも実施可能